

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	行田市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.gyoda.lg.jp/kurashi/todokede_syomei/my_number/5420.html

執行機関名 行田市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第35号)によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行田市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第28号)別表第1 第2の項 行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第35号)によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条	行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第35号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> に対し、その <u>生活の安定と向上のために必要な措置</u> を講じ、もって <u>母子家庭等及び寡婦の福祉</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、 <u>ひとり親家庭等の生活の安定と自立</u> を支援し、もって <u>ひとり親家庭等の福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第35号) 行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則(平成4年規則第28号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 2 号	行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	受給者証の交付の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 2 号 イ	行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第4条第1項、行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該医療費の受給者証の交付の申請を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 2 号 ロ	行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 2 号	行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条第1項、行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第19条第1項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	申請した事項の変更又は受給資格の消滅の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 2 号 イ	行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第4条第1項、行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該変更の届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 2 号 ロ	行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	当該変更の届出を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 2 号	行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条第2項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	現況の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 2 号 イ	行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第19条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該現況の届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 2 号 ロ	行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第19条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	当該現況の届出を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 3 号	行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の算定に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費の支給金額の算定に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 3 号	行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条第2項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	児童を除く対象者に係る市町村民税に関する情報

備考	
----	--